



この度、当院臨床検査課超音波検査室が一般社団法人日本超音波検査学会による「超音波検査室の精度認定制度」において精度認定施設として認定されました。

本制度は新しい制度として 2022 年度から開始され、以下に示す認定基準を満たし超音波検査業務が適正に標準化され、かつ、その精度が十分に保証される施設を認証するものです。対象領域には腹部・心臓・血管・体表・健診の 5 領域があり、当院は今回すべての領域において認証を受けることができました。

今後も当院の理念に基づいた“こころからの医療と福祉”を提供できるよう、超音波検査の精度管理の維持向上に努めていきたいと思えます。

### 認定基準

#### 1.学会の外部精度管理調査成績

申請時から遡って 2 年連続で A または B 評価を受けていること。

#### 2.教育プログラムへの参加

学会の e ラーニングに参加していること。

学会の学術集会・地方会・講習会に参加していること。

学会発表や論文・症例報告投稿の有無

公益社団法人日本超音波医学会の認定超音波検査士取得の有無

#### 3.標準化の実施と記録

内部精度管理が適切に実施されかつその記録があること。

ガイドラインに基づいて検査が実施されていること。

学会標準化事業に掲げる項目について施設内で標準化を実践していること。

検査室環境が適切であること。

安全対策・感染対策が適切に行われていること。

日常点検が実施されていること。

#### 4.検査室の適合性

検査手順書が適切であること。

警戒値/緊急異常値の報告。

教育プログラムが適切であること。

接遇について適切に配慮されていること。

報告書が適切であること。